

南区広告付地図作成契約書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と作成事業者*****（以下「乙」という。）とは南区広告付地図の作成に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、乙が広告付地図に民間企業等を広告主とする広告を掲載すること（乙が自ら広告主になる場合を含む。）に関し、その取扱いを定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約期間及び配布期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から平成32年3月31日までとする。

2 配付期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、広告付地図の作成、印刷製本及び搬入に要する期間を含むものとする。

3 乙は、平成32年4月1日から4年を限度（最大平成36年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

4 前項の申請は、契約を更新しようとする年度の前年度の11月末日までに甲に文書により行うものとする。

（契約期間の短縮）

第3条 甲は、やむを得ず契約期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、契約期間の短縮を求めることができる。

（事業計画書）

第4条 乙は、契約締結後、速やかに、広告付地図の仕様及びデザイン、管理体制並びにスケジュールを記載した事業計画書（変更する場合を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

（仕様）

第5条 仕様については、別添南区広告付地図作成事業者募集要領（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- 2 乙は、この契約書のほか、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市南区広告掲載要綱及び仕様書(以下「名古屋市広告掲載要綱等」という。)の定めるところに従い、広告の掲載を行わなければならない。

(広告料)

第6条 乙は、広告付地図が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとし、広告料は、月額金*****円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金*****円)とする。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、変更前の広告料(税抜き)に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税を加えた額に変更されたものとみなす。

- 2 乙は、前項に定める広告料を、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払期日は次のとおりとする。

年度	期間	支払期日
平成31年度	平成31年4月～平成32年3月分	平成31年4月15日
平成32年度	平成32年4月～平成33年3月分	平成32年4月15日
平成33年度	平成33年4月～平成34年3月分	平成33年4月15日
平成34年度	平成34年4月～平成35年3月分	平成34年4月15日
平成35年度	平成35年4月～平成36年3月分	平成35年4月15日

- 3 乙が前項に定める納付期限までに広告料を支払わないときは、乙は納付期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則(昭和39年規則第17号)第33条第1項に定める割合により算出した延滞金を甲に支払わなければならない。
- 4 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。
- 5 乙は、広告料を支払った後でないと広告付地図の配布を行うことができない。
- 6 乙が広告付地図の発行を行わない場合であっても、当該期間中の広告料は返還しない。

(契約保証金)

第7条 乙は、甲に対して契約保証金を、甲が発行する保証金納付書により、契約締結日に納付しなければならない。ただし、甲は、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

- 2 前項に定める契約保証金については、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 乙に未払いの広告料、損害賠償その他この契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当日及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもってこの契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。
- 6 甲は、この契約の終了に伴う乙の原状回復完了時において、乙に未払いの広告料、損害賠償その他この契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。
- 7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(広告付地図の作成)

第8条 広告付地図の掲載内容は、乙の責任及び負担で作成するものとする。

(掲載内容の管理)

- 第9条 広告付地図は、乙が保守管理を行い、掲載内容に誤りがある場合は、乙の責任において、回収、掲載内容の訂正、差し替え等必要な対応を行うものとする。
- 2 広告付地図及び広告掲載内容に関する第三者からの問合せ及び苦

情については、乙の責任において、速やかに、対応するものとする。

3 前2項の保守管理及び対応に要する費用は、乙の負担とする。

(広告付地図の搬入、回収及び廃棄)

第10条 広告付地図の搬入、回収及び廃棄は、乙が行う。

2 前項の搬入、回収及び廃棄に要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の搬入、回収及び廃棄は、甲の指示に基づいて行う。

(公共性等への配慮)

第11条 甲及び乙は、広告付地図の発行に関して、南区役所の公共性、美観及び来庁者への影響に配慮しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第12条 乙は、広告主(乙が自ら広告主になる場合を除く。以下次条から第16条までにおいて同じ。)及び広告内容について、名古屋市広告掲載要綱等を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲載することができない。

2 乙は、前項の審査を受けるため、広告内容のデータ等必要な書類を、広告を掲載しようとする日の14日前までに甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項の審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告主及び広告内容の変更)

第13条 乙は、掲載中の広告を変更することができる。

2 乙は、前項の規定により掲載中の広告を変更する場合、広告主及び広告内容について、事前に甲の審査を受けなければならない。この場合、前条を準用する。

(広告主及び広告の内容に対する修正等の指示)

第14条 甲は、掲載中の広告が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至ったと判断した時は、いつでも乙に対して広告主及び広告の内容の修正等を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告物の一時撤去又は一時削除)

第 15 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができる。乙はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 乙がこの契約に定める事項又は法令等に違反したとき。

(2) 広告主又は広告内容が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至ったとき。

(3) 第 12 条第 3 項又は前条第 1 項の広告内容の修正等を乙が行わないとき。

(4) 広告掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があるとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたときは、乙は、広告掲載を再開することができる。

3 第 1 項の一時撤去又は一時削除に要する費用及び前項の再開に要する費用は、乙が負担する。

4 第 1 項の指示があつたにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができる。これに要した費用は乙が負担するものとする。

5 第 1 項又は前項の一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は違約金とみなし、乙に返還しない。

6 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

(権利譲渡の禁止)

第 16 条 乙は、事前に甲の承認を得ないで、この契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

(契約の履行の一時中止)

第 17 条 暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的事象又は人為的事象であつて乙の責めに帰することができないものにより、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により契約の履行の全部又は一部を一時中止し

た場合は、名古屋市南区広告掲載要綱の定めるところにより、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子を付けないものとする。

(甲の解除権)

第 18 条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人、使用人その他の従業者等に重大な社会的信用失墜行為があるとき又は著しい不正若しくは不誠実な行為があったときで、この契約解除が相当であると甲が認めるとき。

(2) 乙が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされる等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるときで、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。

(3) 次条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たときで、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、乙との協議により、この契約を解除することができる。

3 前 2 項によりこの契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済の広告料を違約金とし、乙に返還しない。

4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

(乙の解除権)

第 19 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なくこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能になったとき。

(2) 甲においてこの契約の履行に関し、甲に著しい不正又は不誠実な行為があったとき。

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(広告内容についての責任)

第 20 条 乙は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

2 広告内容等は、法令等に違反しないこと及び第三者の権利を侵害しないものでなければならない。また、広告内容等に係る財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していなければならない。

3 甲に対して、乙の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(広告付地図の発行にあたっての留意事項)

第 21 条 広告掲載によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等乙の責に帰さない場合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。

(回収及び廃棄)

第 22 条 契約期間が満了し、又はこの契約が解除された場合には、乙は自己の費用をもって広告付地図を回収し、廃棄しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 契約期間が満了したにもかかわらず、広告付地図を回収しない場合は、乙は、甲に対して契約期間満了の日の翌日から広告付地図の回収完了までの期間について広告料相当額を支払わなければならない。

(損害賠償)

第 23 条 乙は、この契約に基づく広告掲載を行うに当たって乙に損害が生じた場合、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合を除いて、甲に賠償を請求することはできない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり甲に損害を与えたときは、当該損害について賠償しなくてはならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

4 乙は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持つ

て処理解決に当たらなければならない。

(著作権等の管理)

第 24 条 乙は広告の掲載に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含む、甲の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、業務の実施に関し、知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。

2 前項の秘密の保持については、契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

(契約の費用)

第 26 条 この契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第 27 条 乙は事業を実施するに当たり、別添妨害又は不当要求に対する届出義務を遵守しなければならない。

(疑義の解釈等)

第 28 条 この契約の定めに疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は、甲の指示に従うものとする。

この契約の締結を証するためこの契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 住所

名称

代表者